

令和3年度

事業概要

健康局

目 次

I	健康局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和3年度 主要事業の概要	4

I 健康局の概要

1. 局長 花田 裕之
2. 局の職員数 359人（令和3年4月20日現在）
3. 令和3年度予算の概要

（1）一般会計

（単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	1,499,013	5 衛生費	37,825,993
18 国庫支出金	10,591,404	13 教育費	950,956
19 県支出金	1,665,725	15 諸支出金	300,000
20 財産収入	13,594		
21 寄附金	26,535		
22 繰入金	454,219		
24 諸収入	4,361,658		
25 市債	2,579,000		
歳入合計	21,191,148	歳出合計	39,076,949

（2）介護保険事業費

（単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	37,797	3 地域支援事業費	164,630
2 国庫支出金	62,638		
3 県支出金	31,286		
4 支払基金交付金	1,623		
5 繰入金	31,286		
歳入合計	164,630	歳出合計	164,630

Ⅱ 組織と事務分掌

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">政策課</td> </tr> <tr> <td>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">健康企画課</td> </tr> <tr> <td>(1)保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (2)衛生上の統計に関すること。 (3)健康創造都市 KOBE の推進に関すること。 (4)健康危機管理(感染症に係るものを除く。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)栄養の改善及び食育に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">地域医療課</td> </tr> <tr> <td>(1)地域医療の確保に関すること。 (2)救急医療対策に関すること。 (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。 (4)看護師の確保の支援に関すること。 (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。 (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。 (7)神戸こども初期急病センターに関すること。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">食品衛生課</td> </tr> <tr> <td>(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">環境衛生課</td> </tr> <tr> <td>(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 動物管理センター</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">斎園管理課</td> </tr> <tr> <td>(1)市立の墓園及び斎場に関すること。 (2)墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td><墓園管理センター>(3) (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 鶴越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所</td> </tr> <tr> <td><斎場管理センター>(3) (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 甲南斎場、鶴越斎場、有馬斎場、西神斎場</td> </tr> </table>	政策課	(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。	健康企画課	(1)保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (2)衛生上の統計に関すること。 (3)健康創造都市 KOBE の推進に関すること。 (4)健康危機管理(感染症に係るものを除く。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)栄養の改善及び食育に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)	地域医療課	(1)地域医療の確保に関すること。 (2)救急医療対策に関すること。 (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。 (4)看護師の確保の支援に関すること。 (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。 (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。 (7)神戸こども初期急病センターに関すること。	食品衛生課	(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。)	環境衛生課	(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)	以下4類事業所 動物管理センター	斎園管理課	(1)市立の墓園及び斎場に関すること。 (2)墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)	<墓園管理センター>(3) (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。	以下4類事業所 鶴越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所	<斎場管理センター>(3) (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。	以下4類事業所 甲南斎場、鶴越斎場、有馬斎場、西神斎場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">保健所①</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">保健課</td> </tr> <tr> <td>(1)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。 (2)難病の患者に対する医療等に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3)公害(アスベストを含む。)による健康被害に関すること。 (4)神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。 (5)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 (8)結核及び感染症に関すること。 (9)予防接種及び健康被害に関すること。</td> </tr> <tr> <td><口腔保健支援センター> (1)歯科口腔保健に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">医務薬務課</td> </tr> <tr> <td>(1)医務に関すること。 (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。 (3)薬務に関すること。 (4)献血に関すること。 (5)保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。) (6)食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">食品衛生課</td> </tr> <tr> <td>(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">環境衛生課</td> </tr> <tr> <td>(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 動物管理センター</td> </tr> <tr> <td>※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長(健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">家庭支援課</td> </tr> <tr> <td><母子保健係> (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。)</td> </tr> <tr> <td>※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長(こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">衛生監視事務所(2)</td> </tr> <tr> <td>(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するもの</td> </tr> </table>	保健所①	保健課	(1)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。 (2)難病の患者に対する医療等に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3)公害(アスベストを含む。)による健康被害に関すること。 (4)神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。 (5)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 (8)結核及び感染症に関すること。 (9)予防接種及び健康被害に関すること。	<口腔保健支援センター> (1)歯科口腔保健に関すること。	医務薬務課	(1)医務に関すること。 (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。 (3)薬務に関すること。 (4)献血に関すること。 (5)保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。) (6)食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)	食品衛生課	(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)	※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。	環境衛生課	(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)	以下4類事業所 動物管理センター	※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長(健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。	家庭支援課	<母子保健係> (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。)	※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長(こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。	衛生監視事務所(2)	(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するもの
政策課																																				
(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。																																				
健康企画課																																				
(1)保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (2)衛生上の統計に関すること。 (3)健康創造都市 KOBE の推進に関すること。 (4)健康危機管理(感染症に係るものを除く。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)栄養の改善及び食育に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																				
地域医療課																																				
(1)地域医療の確保に関すること。 (2)救急医療対策に関すること。 (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。 (4)看護師の確保の支援に関すること。 (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。 (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。 (7)神戸こども初期急病センターに関すること。																																				
食品衛生課																																				
(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。)																																				
環境衛生課																																				
(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																				
以下4類事業所 動物管理センター																																				
斎園管理課																																				
(1)市立の墓園及び斎場に関すること。 (2)墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																				
<墓園管理センター>(3) (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。																																				
以下4類事業所 鶴越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所																																				
<斎場管理センター>(3) (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。																																				
以下4類事業所 甲南斎場、鶴越斎場、有馬斎場、西神斎場																																				
保健所①																																				
保健課																																				
(1)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。 (2)難病の患者に対する医療等に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3)公害(アスベストを含む。)による健康被害に関すること。 (4)神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。 (5)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 (8)結核及び感染症に関すること。 (9)予防接種及び健康被害に関すること。																																				
<口腔保健支援センター> (1)歯科口腔保健に関すること。																																				
医務薬務課																																				
(1)医務に関すること。 (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。 (3)薬務に関すること。 (4)献血に関すること。 (5)保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。) (6)食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																				
食品衛生課																																				
(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																				
※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。																																				
環境衛生課																																				
(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																				
以下4類事業所 動物管理センター																																				
※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長(健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。																																				
家庭支援課																																				
<母子保健係> (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。)																																				
※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長(こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。																																				
衛生監視事務所(2)																																				
(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するもの																																				

を除く。) (3)環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。) (4)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。)
健康科学研究所（２）
(1)衛生に関する調査，研究及び指導に関すること。 (2)衛生に関する試験及び検査に関すること。
食品衛生検査所（２）
(1)経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。) (2)食品の試験及び検査に関すること。
食肉衛生検査所（２）
(1)食肉の試験及び検査に関すること。 (2)と畜場，と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。)
精神保健福祉センター②
(1)精神保健及び精神障害者の福祉に係る調整及び実施並びに自殺対策に関すること。 (2)神戸いのち大切プランに関すること。 (3)神戸市自殺対策推進センターに関すること。 (4)保健センター，区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。)
保健センター（２） 〔東灘・灘・中央・兵庫・北・北神・長田・須磨・垂水・西〕
(1)医務及び薬務に関すること。 (2)人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。) (3)健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。) (4)結核検診事業の企画，調整及び実施に関すること。 (5)結核，感染症，慢性病等の対策に関すること。 (6)予防接種事業の企画，調整及び実施に関すること。 (7)精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 (8)公害（アスベストを含む。）に関すること。 (9)特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。) (10)歯科保健に係る相談及び指導に関すること。
※各保健センター管理係における職員，あんしんすこやか係における職員，こども保健係における職員は，各区役所保健福祉部における職員をもって充てる。

北神こども家庭支援課〔北〕
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。) (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。)
保健福祉課〔須磨〕
(1)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。)

保健福祉部 〔東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西〕
健康福祉課
(1)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。)
こども家庭支援課
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。) (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。)
保健福祉課〔北〕
(1)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。)

Ⅲ 令和3年度 主要事業の概要

【新型コロナウイルス感染症対策】

1. 感染拡大の防止

(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種

【保健課（ワクチン接種対策室）】

神戸市・神戸市医師会・神戸市民間病院協会・神戸市薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナウイルスワクチン接種連携本部」を設置し、公的病院の協力も得ながら、高齢者をはじめとする一般市民向けワクチン接種について連携して取り組み、迅速に接種を実施します。

(2) 相談体制

【健康企画課・保健課・精神保健福祉センター】

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口として、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」を引き続き運営します。

コロナ禍における生活様式等の変化から生まれる精神的負担に対し、各区保健センター、精神保健福祉センターにおいてこころの相談を実施するほか、医療従事者等に特化した電話相談窓口を運営します。また、自殺対策として「自殺予防とこころの健康電話相談」の体制を強化します。

(3) 検査体制

【保健課（検査班）】

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合に、適切にPCR検査等を実施し、迅速な治療と感染の拡大防止をはかります。（市内一日あたり検査能力1,300検体（令和3年4月末現在））

重症化予防及びクラスターの未然防止をはかるため、以下の積極的検査を実施します。

- ①高齢者、障害児・者入所及び通所施設の直接処遇職員に対する検査
- ②陽性患者が発生した高齢者・障害者入所施設における、入所者・直接処遇職員全員に対する検査
- ③陽性患者が発生した学校園、福祉施設に対する検査
- ④酒類を提供する飲食店に対する検査

(4) 市民への広報、風評被害対策等

【政策課（広報特命班）】

感染防止対策のさらなる徹底を動画やSNSを活用して、市民への呼びかけを行うとともに、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別・偏見を防止するため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識と、新型コロナウイルス感染症に関わる人々を支援する広報啓発を行います。

2. 医療提供体制の確保

(1) 外来医療体制

【地域医療課】

発熱・せき等の症状があった場合に、診療・検査が可能なかかりつけ医などの地域の身近な医療機関を確保しています。（市内247か所（令和3年4月末現在））

(2) 入院医療体制

【地域医療課・保健課（自宅療養班）】

①4月30日現在、市内では感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携のもと、重症病床41床を含め合計で248床確保しています。

②入院の優先度の高い患者への対応を強化し、重症化リスクの高い方への入院調整に注力するため、

宿泊療養施設の入所よりも自宅での療養が適切な患者に対し、自宅療養を実施します。なお、パルスオキシメーター（指先に装着して血中の酸素飽和濃度を測定する機器）の貸し出しを行うなど、必要な健康管理を実施します。

（３）宿泊療養施設の運営

【地域医療課（宿泊療養班）】

医師が入院の必要はないと判断した軽症者・無症状者を受け入れる宿泊療養施設（市内３か所 298 室）（令和３年４月末現在）を運営します。

（４）医療機関支援

【地域医療課（病院支援班）】

新型コロナウイルス感染症に対応する市内医療機関を支援するため、患者の入院受入れ・検体採取を行う医療機関への助成のほか、「こうべ病院安心サポートプラン」による院内感染防止にかかる助成や、遠隔ＩＣＵシステムによる診療サポートを実施します。

また、市内の新型コロナウイルス感染症入院患者の中でも特に重症・中等症患者を多数受入れる市民病院が、引き続き本市の感染症対応の中核的医療機関としての役割を果たせるよう、中央市民病院における重症患者用臨時病棟の運営、集中治療対応を行う看護師の確保・育成、および重症・中等症患者の受入れに対する支援を行います。

【健康創造都市K O B Eの推進】

1. ICTを活用した健康創造都市K O B Eの推進

(1) MY CONDITION KOBEの活用

【健康企画課】

個人の健康関連データを経年的に管理し、ICTを活用した保健指導を受けることができる市民PHRシステム「MY CONDITION KOBE」や新たなヘルスケア情報基盤を活用し、学術機関等と協働した実証事業や解析・研究を積極的に推進するとともに、市民への効果的なフィードバックを行うことにより、ヘルスケア分野におけるスマートシティを目指します。

(2) データを活用した高齢者の医療・介護予防の実施

【健康企画課】

医療・介護レセプト等から抽出したデータの活用により、糖尿病性腎症や低栄養などのハイリスク者の抽出や地域の健康課題の明確化を行い、保健師や管理栄養士が個別の訪問指導や、つどいの場における健康教育・相談等を実施することで、より効果的にフレイル予防や疾病予防に取り組みます。

2. がん対策の推進

(1) がん検診

【健康企画課】

40歳総合健診受診券や、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン券配布等の受診勧奨に加え、特定健診とがん検診が同日に受診可能なセット健診を実施するなど、市民の利便性向上により、がん検診の受診率向上をはかります。

(2) がん患者の治療と社会参加等の両立支援

【健康企画課】

① アピアランスケア支援

がん患者の療養生活の質（QOL）の向上及び経済的負担の軽減と社会復帰を支援するため、抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響により、脱毛・乳房摘出となったがん患者に対し、ウィッグ・人工乳房等の整容にかかる用具の購入経費の一部を助成します。

② AYA世代への支援

AYA世代（思春期・若年成人）のがん患者が、将来の妊娠の可能性を残せるよう、妊よう性温存治療に要した費用の一部を助成します。

③ 骨髄等移植の推進

骨髄ドナー登録者の増加及び骨髄等移植の推進をはかるため、骨髄等を提供しやすい環境整備や経済的負担の軽減等を目的とした助成制度を創設します。

④ 仕事の継続支援

「神戸市がん対策推進条例（令和2年1月改正）」の趣旨を踏まえ、がん患者の治療や不安・精神的苦痛に対する相談や就労支援相談を担う「がん相談支援センター」の周知を積極的に行うとともに、企業向けの就労支援講演会を実施し、がん患者の現状や課題について情報提供を行います。

3. 難病対策

【保健課】

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する333疾病について医療費を助成するほか、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援などを行う拠点施設として「難病相談支援センター」を運営します。

また、災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

4. 歯と口腔の健康づくり対策

(1) 歯周疾患対策

【保健課】

歯の喪失の主な原因である歯周病などを早期発見することを目的に、満40歳・50歳・60歳の方を対象とした歯周病検診及び、妊婦と75歳の方を対象とした歯科健診を実施します。

(2) オーラルフレイル対策

【保健課】

65歳の市民を対象に、地域の歯科医院において、オーラルフレイルチェックを受けることができるよう、体制整備を進めていきます。

(3) フッ化物洗口・塗布の実施

【保健課】

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物洗口・塗布を、外部人材を活用しながら、小学校のモデルそれぞれ2校において実施します。また、1歳6か月児及び3歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

5. 食育・食物アレルギー対策の推進

【健康企画課】

市内大学・スーパー等と連携した「KOBÉ野菜を食べようキャンペーン」の実施や、後期高齢者を対象とした低栄養予防支援、また特にコロナ禍において、食生活の悪化が懸念される大学生やひとり親世帯を対象としたレシピ動画の配信等により、ライフステージに応じた食育を推進します。

さらに、食物アレルギーのある市民が気軽に安心して市内飲食店を利用できるよう、アレルギー対応や表示に向けた取り組みを支援し、効果的な啓発を行うなど、アレルギー疾患を有する市民の生活の質の向上をはかります。

6. 精神保健対策

(1) 実地指導の強化

【保健課】

市内精神科病院に対する実地指導を強化し、精神科病院における暴力・虐待事案の防止をはかります。また、精神保健福祉専門分科会において、学識経験者等の専門的な見地から実地指導の状況について検証するなど、実地指導のさらなる改善に努めます。

(2) 精神障害者の地域移行・地域定着の推進

【保健課・精神保健福祉センター】

退院可能な精神障害者が、地域での生活に円滑に移行できるよう、ピアサポーターの養成及び精神科病院での支援活動等により、地域移行・地域定着の取り組みを推進します。また、措置入院等の精神障害者が、必要な医療・介護・福祉等の支援を途切れさせることなく地域で暮らせるよう、継続支援チームによる支援を行います。

(3) 相談体制の強化 【一部再掲】

【精神保健福祉センター】

各区保健センターにおける保健師等による支援や、精神保健福祉センターにおける「自殺予防とこころの健康相談」を体制強化し、様々な心の相談に対応します。

兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」における専門相談や支援者の養成等により、依存症患者及びその家族等に対する包括的な支援を行います。

7. 看護大学の運営・地域への貢献

【地域医療課】

保健・医療・福祉の教育研究拠点として、看護人材の育成や、質の高い教育研究活動に取り組むとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開します。

また、新型コロナウイルス感染症に伴うフレイルや認知症、精神疾患などの健康問題の増加に対し、ICTを活用した慢性疾患患者の重症化予防などの市民に対する先行的な予防策や、事業者等への支援策を展開し、新たな政策につなげます。

8. 保健所の体制強化

【保健課・健康科学研究所】

新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする感染症業務や児童・高齢者の虐待対応等、高まる保健福祉ニーズに的確に対応するため、保健所の保健師を増員するとともに、各区保健センター全保健師にタブレットを配布し、ICTを活用することで、保健師業務のさらなる効率化をはかります。

また、健康科学研究所（旧・環境保健研究所）の健康科学研究職を増員し、検査・研究体制の強化をはかります。

9. 感染症神戸モデルの体制強化

【保健課】

感染症の早期発見のために、地域全体で感染症に関する対応力の向上をはかる感染症神戸モデル（感染症早期探知地域連携システム）をさらに推進するため、各区保健センターの体制を強化します。

【地域医療の確保】

1. 地域医療の確保

(1) 救急医療体制の整備

【地域医療課】

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期（一次）から三次までの救急医療体制を確保しています。

軽症患者に対応する急病診療所については、現在の3か所に加え、新たに北区でも開設し、市民の利便性の向上をはかり、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

(2) 北神地域急性期医療の確保

【地域医療課】

北神地域の急性期医療・救急医療を確保する観点から、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援制度を創設します。

また、北神地域の急性期医療を将来にわたって確保するための方策を検討するため、済生会兵庫県病院と三田市民病院との再編統合も視野に入れた「(仮)北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」を三田市と共同で設置します。

(3) 西市民病院の中長期的ビジョンの検討

【地域医療課】

市街地西部（兵庫区・長田区・須磨区本区）の中核病院として求められる役割・機能等、西市民病院の今後のあり方について、令和2年度に引き続き「西市民病院のあり方検討に係る有識者会議」での意見等を踏まえ検討を進めます。

2. 市民病院の運営

【地域医療課】

地域医療機関との連携・役割分担のもと、救急医療や高度・専門医療等の政策的医療を担い、質の高い医療を安定的に提供することで市民の生命と健康を守る役割を果たすとともに、いち早く市民に最新の医療を提供できるよう、神戸医療産業都市の中核機関である中央市民病院の臨床研究推進センターを中心に、治験・臨床研究のさらなる推進をはかります。

【くらしの安全を守る】

1. 斎場・墓園の再整備

【斎園管理課】

老朽化した西神斎場の火葬炉を更新するとともに、鴨越合葬墓の合葬施設を拡張することで、増え続ける火葬需要や、墓に対する市民ニーズの多様化に対応します。

また、火葬業務・墓園管理業務について、西神斎場および西神墓園に民間活力を導入することで、業務の効率化をはかります。

2. こうべ動物共生センターの開設

【環境衛生課】

犬猫の引取数や殺処分数のさらなる低減に向けた、譲渡などの動物愛護事業の充実のため、老朽化・狭隘化している現・動物管理センターから愛護機能を分離し、しあわせの村内に動物愛護拠点「こうべ動物共生センター」を開設し、譲渡会やアニマルセラピーを実施します。

3. 衛生監視事務所の業務効率化及び再編

【食品衛生課・環境衛生課】

食品衛生・環境衛生等の衛生監視業務について、電子申請システムや窓口での手数料収納事務のキャッシュレス決済等 I C T 技術を積極的に導入し効率化をはかり、衛生監視事務所を 5 か所から 2 か所に再編します。

【子育てしやすい環境の整備】

1. 予防接種の実施

【保健課】

子育て世代の経済的負担軽減のため、任意予防接種である小児のインフルエンザワクチン（1～13歳未満）、おたふくかぜワクチン（1～3歳未満）の接種費用を一部助成します。また、小児がん治療などのため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成します。

また、子宮頸がん（HPV）ワクチンの有効性やリスクを理解したうえで接種の判断ができるよう、定期接種対象者である小学6年生から高校1年生相当の女子に対し、リーフレットを個別に送付します。

2. 子育て世帯の銭湯利用促進

【環境衛生課】

銭湯を中心とした地域での子育て支援のため、大人と子どもで銭湯を利用した場合の入浴料を、子どもは無料、子ども1人につき大人1人を半額にするとともに、利用者等の利便性向上のため、助成券の電子化を行います。

3. AYA世代のがん患者支援 【再掲】

【健康企画課】

AYA世代（思春期・若年成人）のがん患者が、将来の妊娠の可能性を残せるよう、妊よう性温存治療に要した費用の一部を助成します。

4. フッ化物洗口・塗布の実施 【再掲】

【保健課】

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物洗口・塗布を、外部人材を活用しながら、小学校のモデル2校において実施します。また、1歳6か月児及び3歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。